

原子力科学研究所の定常臨界実験装置（STACY）施設の機器製作に係る  
受注企業への不適合管理の指示について（第2報）

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「当機構」といいます。）が進めているSTACY更新改造に係る製作工事について、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」等に基づき「物品調達に関し他の原子力事業者等と共有すべき技術情報」（速報）として、以下の内容を令和4年7月19日に公表しました。

当該契約の受注企業（富士電機株式会社、以下「富士電機」といいます。）及びその下請企業（木村化工機株式会社、以下「木村化工機」といいます。）に次の「品質管理上の問題」があることが確認されました。

- (1) 木村化工機尼崎工場における当機構の立会検査（令和4年7月7日）において、令和4年2月に材料確認検査を行ったものと異なる部材が取り付けられていたこと。
- (2) 富士電機の事前の社内検査（令和4年7月4日）において、そのことが見逃されていたこと。

このため、当機構は、富士電機に対し、令和4年7月15日以降の当該契約に係るすべての工事を休止させるとともに、当機構と富士電機との当該契約に基づく不適合管理の実施を指示しました。

(<https://www.jaea.go.jp/04/ntokai/trouble/pdf/220719.pdf> より要約編集)

このうち、(2)について、今般、当機構は、富士電機から不適合管理報告書の提出を受け、その内容を精査した結果、富士電機の検査不備に関する原因分析及び再発防止対策が適切であること（\*）、並びに、木村化工機以外の製作機器に係る品質管理プロセスに問題ないことを確認しました。このことから、令和4年9月30日付けで富士電機に対して、当該契約に基づく木村化工機以外の工事の再開を指示しました。

なお、(1)については、(2)に関する不適合管理とは別に調査が行われていることから、その調査報告を受けた後に改めて判断します。

\* 検査不備の原因は、2月の材料確認検査の後、当機構からの追加要求（鋼材番号だけでは特定できない部材について追加の識別番号を刻印すること）が社内関係者で共有されておらず、追加する前の刻印情報（鋼材番号）で確認すればよいとの思い込みがあり、7月の社内検査では、追加された識別番号まで入念に照合しなかったこと。

その再発防止対策として、検査追加要求があったことを社内関係者で確実に共有すること、及び、追加要求事項の検査記録様式への反映とその変更履歴を明記する手順を追加することとしたこと。

以上